

吉野町立 小中一貫教育校 吉野さくら学園PTA規約（案）

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、吉野さくら学園PTAと称し、事務局を吉野さくら学園に置き、吉野町立吉野中学校、吉野小学校を総合した会とする。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教職員が相協力して、家庭と学校と社会における本校児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 教育環境の整備を図る。
- (2) 学校教育及び家庭教育の振興を図る。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携によって、児童生徒の校外における生活指導の万全を図る。
- (4) 会員の資質の向上を図るために研修活動を行う。
- (5) 児童生徒の教育及び福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- (6) その他の必要な活動を行う。

(制約)

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の制約事項を設ける。

- (1) 特定の政党または宗教にかたよることなく、また営利目的の行為は行わない。
- (2) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) この会は自主独立の団体であり、他団体機関の支配統制または干渉を受けない。
- (4) 学校の教育方針、人事及び管理事項には干渉しない。

(構成)

第5条 この会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 本校に在籍する児童生徒の保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。
- (3) この会の主旨に賛同し、運営委員会の承認を得た者。

第2章 役 員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 会 長 | 1名 (会長は体育文化後援会長 (中学校) を兼務する) |
| 筆頭副会長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 (内1名は体育文化後援会副会長 (中学校) を兼務する) |
| 書 記 | 3名 (保護者会員2名、教職員会員1名・体育文化後援会書記を兼務する) |
| 会 計 | 3名 (保護者会員2名、教職員会員1名・体育文化後援会会計を兼務する) |
| 会計監査 | 4名 (中学校、小学校より各2名) |
| 専門委員長 | 各専門委員1名 |
| 専門副委員長 | 各専門委員1名 |
| 顧 問 | 若干名 (学校長含む) |

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、この会を代表し統括する。
筆頭副会長、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
書記は、この会の庶務を担当する。また、体育文化後援会書記（中学校）を兼務する。
会計は、この会の会計事務を処理する。また、体育文化後援会会計（中学校）を兼務する。
会計監査は、この会の会計事務を監査する。また、体育文化後援会会計監査（中学校）を兼務する。
専門委員長は、専門委員会の運営及び総括を行う。
専門副委員長は、専門委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員を選出及び任期)

- 第8条
- 1 この会の役員は、年度末に各学年から選出された役員候補の中から選考し、新旧運営委員会で選出する。
 - 2 1項の選考方法で足りない役員は、会長が委嘱する。
 - 3 本部役員の仕事は、2年とし、毎年年度初めに改選する。なお、再選は妨げない。
 - 4 役員は、すべて総会の承認を受けなければならない。

(顧問の設置)

- 第9条 この会には、顧問を置くことができる。顧問は運営委員会において推挙し本会の諮問に応じ助言する。なお、本校校長を顧問に推挙するものとする。

第3章 組織及び機関

(専門委員会)

- 第10条 この会に、次の専門部を置く。
- (1) 広報文化部。
 - (2) 保健体育部。
 - (3) 生活環境部。

(委員会)

- 第11条 この会に、次の委員会を置く。
- (1) 地区委員会。（上市、吉野山、水分、六田、竜門、中竜門、中荘、国栖の8地区）
 - (2) 学年委員会。（中学校3学年、小学校6学年）

(体育文化後援会)

- 第12条 この会に、体育文化後援会（中学校）を設置し、その規約は別に定める。

(専門委員会の構成及び活動事項)

- 第13条
- 1 各専門委員会は、各学年から選出された学年委員長、副委員長及び教職員代表で構成する。各専門委員会は、委員長の招集によって行う。
 - 2 広報文化部は、「●●●」の発行を通して各種PTA活動の広報を行う。
 - 3 保健体育部は、学校給食や校内外の環境について意見を述べたり、改善策を講じたりするなど、児童生徒の健康維持・増進に寄与する活動を行う。
 - 4 生活環境部は、校内における児童生徒の生活指導を行うとともに、通学の安全を確保するための活動を行う。また、ベルマーク運動の推進に基づき、回収されたベルマークの仕訳作業や点数計算を行う。

(委員会の構成及び活動事項)

第14条

- 1 地区委員会は、各地区から選任された地区委員1名及び地区担当教職員で構成し、地域における会員相互の連絡と親睦を図るとともに、学校と連携し児童生徒の生活指導及び安全対策に協力する。また、校外における活動や地域イベント事業などの巡視を行う。
- 2 学年委員会は、各学年2名の委員で構成し、学年（学級）担任と連携し学年（学級）の活動に協力する。各学年毎に学年委員長及び副委員長を1名ずつ選任する。なお、2年生（中学校）、5年生（小学校）の学年委員は、PTA会計および体育文化後援会計（中学校）の会計監査を兼任する。
- 3 各委員会は、会長が統括し、全体会議が必要なときは会長が招集する。

（機 関）

第15条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

（総会の構成）

第16条

- 1 総会は、本会最高議決機関で、会員をもって構成し、定例総会は、毎年年度初めに会長が招集する。
- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上から要求があったときは、招集しなければならない。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数で決定する。

（総会の議決事項）

第17条 総会は、前年度の事業・会計報告の承認、新役員・事業計画・予算の審議及び承認、規約の改正及びその他特に重要な事項の審議を行う。

（運営委員会の構成）

第18条 運営委員会は、会長、筆頭副会長、副会長、会計、書記、会計監査、専門委員長、専門副委員長、各学年委員長、各地区委員及び体育文化後援会役員（中学校）をもって構成する。

（運営委員会の議決事項）

第19条 運営委員会は、この会の基本的な事業計画、企画運営、役員の選出及びその他必要な事項の審議を行うとともに、総会に提出する議案及び報告書の作成を行う。また、慶弔規定や内規事項、及び、総会を招集するいとまのない緊急な事項の審議を行う。

第4章 会 計

（会計年度）

第20条 この会の会計は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

（予 算）

第21条 この会の予算は、会費、寄付金及びその他の収入をもって編成する。

（決 算）

第22条 この会の決算は、会計監査による正確であるとの証明を添付して総会に提出し、その承認を受けなければならない。

（会 費）

第23条 この会の会費は、次に該当する額とする。

- (1) 教職員会員及び児童生徒1人の保護者会員は、月●●●●円とする。
- (2) 児童生徒2人以上の保護者会員は、月●●●●円とする。

第5章 改 正

(規約の改正)

第24条 この規約は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改正できない。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

吉野中学校体育文化後援会規約（案）

第1章 総 則

- 第1条 本会は、吉野中学校体育文化後援会と称し、事務局を同校に置く。
- 第2条 本会は、吉野中学校の教育方針ならびに教育計画に沿い、生徒の健全なる精神を養い、あわせて体育文化向上のため後援することを目的とする。
- 第3条 本会は、PTA会員および一般賛助をもって組織する。
- 第4条 本会に、つぎの役員を置く。
1、会長1名（PTA会長が兼務する）
2、副会長1名（PTA副会長3名の内1名が兼務する）
3、会計2名（保護者会員1名、教職員会員1名）
4、書記2名（保護者会員1名、教職員会員1名）
- 第5条 本会の会計一切を監査するために、2名の会計監査を置く。（保護者会員）
- 第6条 本会の役員ならびに会計監査は、PTA規約第8条に準じて総会の承認を受ける。
- 第7条 本会に、顧問を置くことができる。
- 第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
1、会長は本会を統轄する。
2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3、会計は会計事務を行う。
4、書記は、本会の庶務を行う。
5、本会の役員ならびに会計監査は、PTA運営委員会に出席する。
- 第9条 役員ならびに会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第10条 本会の会議は、PTA規約に準じて行う。
- 第11条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会費は、（月額）1口100円とする。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改正できない。
- 附 則 1 本規約は、令和4年4月1日から施行する。

吉野さくら学園 P T A 慶弔規定 (案)

第 1 章 目 的

第 1 条 この慶弔規定は、会員、児童生徒及び学校関係者で吉凶災害が生じた場合、慶弔・救援の基準を定めるものである。

第 2 章 適 用

第 2 条 この規定は、吉野さくら学園の P T A 会員、児童生徒及び学校関係者に適用する。

第 3 章 死 亡

第 3 条 P T A 会員・児童生徒が死去した場合は、供花・弔慰金●●●●●円を送り、代表者が会葬する。また学校関係者（教職員の家族を含む）が死去した場合は、その都度協議することとする。

第 4 章 疾 病

第 4 条 児童生徒にかかる下の各号に該当する疾病（含負傷）の場合は、代表者が見舞うとともに見舞金を送る。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 1ヶ月以上の入院の場合 | 見舞金 ●●●●●円 |
| (2) その他長期、特別の場合 | その都度協議 |

第 5 章 災 害

第 5 条 本規定適用者の家庭に災害のあった場合は、その都度協議し、見舞金を送る。

第 6 章 返 礼

第 6 条 慶弔・災害何れについても返礼を受けない。

第 7 章 経 費

第 7 条 この規定の適用に要する費用は、P T A 本会計による。

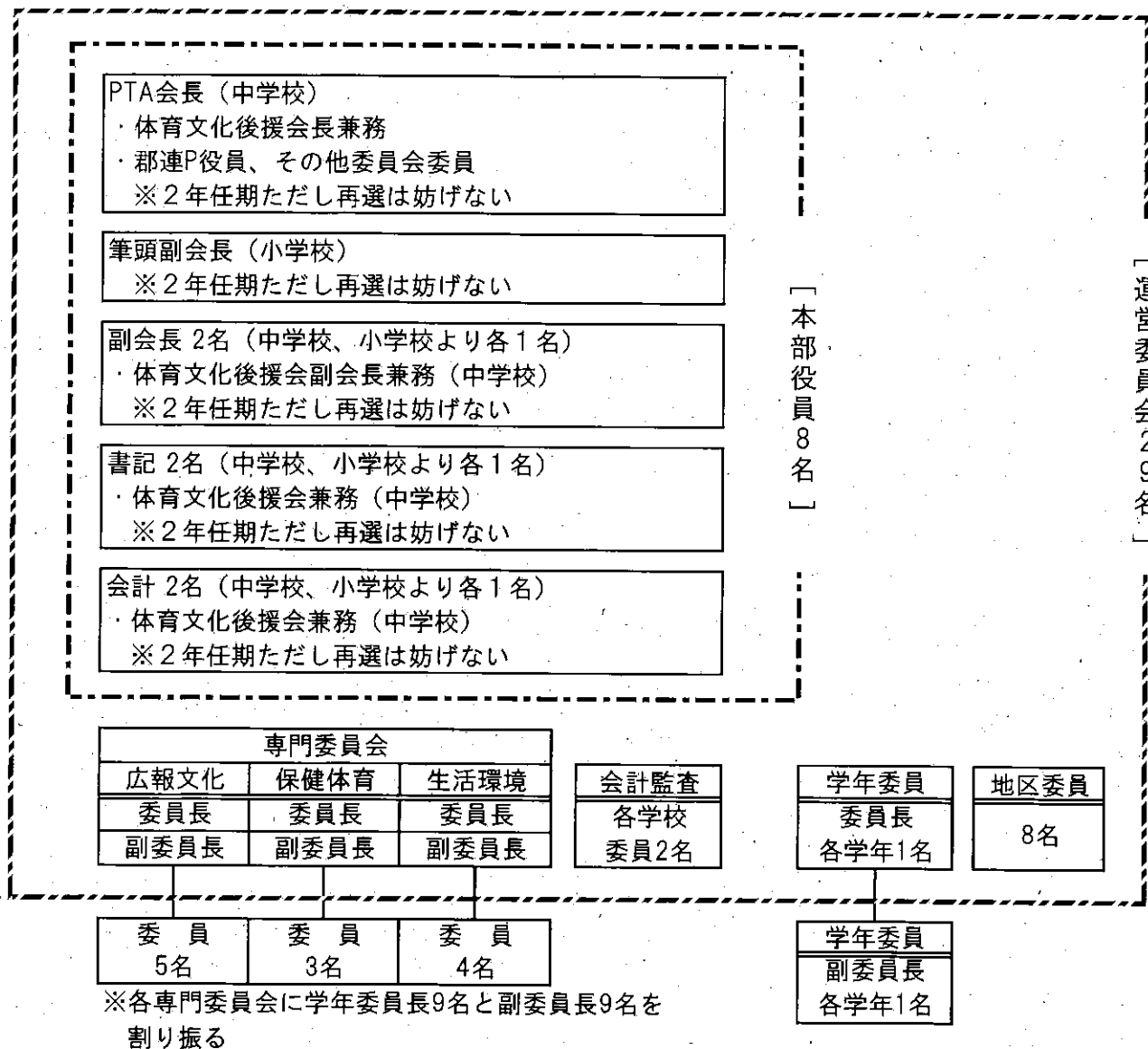
第 8 章 改 正

第 8 条 規定の変更は、運営委員会の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

吉野さくら学園 PTA組織図 (案)



☆本部役員について

- ・ 会長 (中学3年(役員2年目))
- ・ 筆頭副会長 (小学6年(役員2年目))
- ・ 副会長 (中学2年と小学5年(役員1年目))
- ・ 書記 (中学3年(役員2年目)、小学5年(役員1年目))
- ・ 会計 (中学2年(役員1年目)、小学6年(役員2年目))

※本部役員については、男性1名、女性1名を各学校より選出(計4名)

☆専門委員会について

- ・ 委員長 (学年委員 副委員長の中学校より3名)
- ・ 副委員長 (学年委員 副委員長の小学校 高学年より3名)

※各専門委員会の任期は1年とする

☆地区委員について

- ・ 中学校の最高学年より優先選出が望ましい

※地区委員の任期は1年とする